

事 務 連 絡  
令和4年1月11日

相談支援事業所・障害児相談支援事業所管理者 様

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部  
障害福祉課長

計画相談支援マニュアルの改訂および取扱いの一部変更について

日ごろから本市障害福祉事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴って、「岡山市計画相談支援・障害児相談支援マニュアル」を改訂いたしましたのでご確認ください。

また、今後、標準期間より細かいモニタリングの実施を支給決定する場合には「標準利用期間よりきめ細かいモニタリングの実施の申出書」の提出を必須とさせていただきますので、下記及びマニュアルをよくご確認の上、申請等行って頂きますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 変更点 マニュアル（別添）の改訂履歴（表紙）をご覧ください。
- 2 提出書類 「標準利用期間よりきめ細かいモニタリングの実施の申出書」
- 3 提出が必要な方 標準利用期間よりきめ細かいモニタリングの実施の必要性がある者。  
※マニュアル（P.5）の対象者像の例示をご覧ください。
- 4 運用変更時期 令和4年2月1日～  
※令和4年1月31日までは従前どおり
- 5 その他 「岡山市計画相談支援・障害児相談支援マニュアル」及び、「標準利用期間よりきめ細かいモニタリングの実施の申出書」については、岡山市ホームページの事業者向け情報にも掲載させていただきますので、適宜ご利用ください。

【問合わせ・送付先】

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部

障害福祉課管理係

電 話 086-803-1235

FAX 086-803-1755